

公共施設再生における小学校・公民館の統廃合にかかる考え方

文教住宅都市憲章第5条

市長は、都市施設の整備にあたり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文化の向上を根幹とするよう配慮しなくてはならない。

子どもたちが放課後を安全、安心に過ごすことができる地域社会

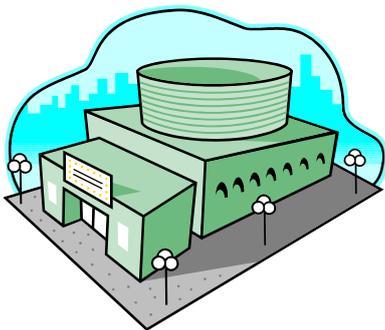


子どもたちの教育環境の向上

子どもの居場所づくり事業の実施について

現 状 . . . あづまこども会館 + 公民館 + 市民プラザ大久保

将 来 . . . 公民館 + 市民プラザ大久保 + 学校



公民館等



学 校